

米原市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、米原市（以下「市」という。）の公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等に関する協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。
 - (1) 国県の関係行政機関の代表者
 - (2) 自治会その他市民団体の代表者
 - (3) 市等の関係機関および団体の代表者
 - (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 市の地域公共交通所管部長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 2名

- 2 役員は、協議会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度および今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
 - 4 委員（会長および副会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、会長が認めるときは、第6条に規定するオブザーバーとして会議に出席させることができる。
 - 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。
 - 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
 - 8 会議は、軽易な事項または急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議と変えることができる。このとき、議決方法は第3項に準じ、第3項中「出席委員」は「委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げるものとし、必要な事項は、会長が別に定める。

(1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能（運賃協議を除く。）を有する自動車部会

(2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、米原市市民部地域振興課に置く。

3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月27日から施行する。

(会議の招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、米原市長が招集する。

(委員の任期の特定)

3 この規約の施行後最初の委員の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年5月28日から施行する。